

第35回環境保健部会での御指摘事項への対応について

■ 全体について

No.	委員	意見概要	対応
1	大塚委員	個票の説明では、それぞれ個別的な取組はしっかりやっていたという事はわかるが、全体を総合的に把握するという観点からすると、総合的な観点不足の可能性がある。施策間の連携や、抜け落ちているものがないか等の点について、総合的な検討ができるようにしていただきたい。	報告書の冒頭部分に化学物質分野全体を概観する内容について記載するとともに、各施策の関係を示す整理図を作成し、掲載しました。
2	高村委員	全体として総合的に点検評価をしていただきたい。	
3	崎田委員	施策の目的として、WSSD2020年目標を達成することを目標とするがあるが、全体としてその目標に向けてどう検討を進めていくのかということをお示しいただきたい。	上記の通り、冒頭部分に化学物質分野全体を概観する内容について記載するとともに、着手あるいは一層の促進が必要な事項を「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。 「○「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との目標のためになすべきことについて、リスク評価の加速化とそれを踏まえたライフサイクル全体を視野に入れたリスク管理、各種施策間の調和・連携や関係者間の情報共有の一層の促進等、様々な施策を組み合わせた包括的なアプローチとして具体化するとともに、未解明の諸問題への取組結果や国際的観点を踏まえた検討を随時行う等、戦略的に推進していくことが重要である。」

■ 重点検討項目① 科学的なリスク評価の推進等 について

a) リスク評価の推進、目標値の設定

No.	委員	意見概要	対応
4	崎田委員	大気環境(PM2.5)や閉鎖性水域等、いわゆる環境基準にかなり達していない分野に関して、取組や対策の方向性などを、書いていただいたほうが良いのではないかと。	<p>基本計画上は別の節(水環境保全、大気環境保全)における整理となります。一方、調査票(No.11,13)には記載があったところなので、本件について以下のとおり追記しました。</p> <p>No.11: 中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、PM2.5の国内における排出抑制策の在り方について、昨年3月に中間取りまとめが行われた。これを踏まえ、PM2.5の発生に寄与する物質の抑制等を着実に推進するとともに、日中韓の政策対話といった国際的な連携を通じ、PM2.5対策に取り組んでいく。</p> <p>No.13: 閉鎖性水域においては環境基準の達成率の向上を目指し、水質総量削減制度に基づく総量規制、湖沼水質保全特別措置法に基づく施策の推進などにより、水質改善に取り組んでいるところ。</p>
5	小山委員	化学物質の生態系リスク評価ということで、基本的には、環境省で実施されている事業は、多くが淡水の生物を中心に行われているが、海の生物のリスク評価というものを進めていっていただきたい。	<p>報告書案(p.16)及び調査票(No.05)に「第四次環境基本計画で示されている海域における生態影響に関するリスク評価手法についても関係部局と連携しつつ検討を進める」旨を追記しました。</p>

a) リスク評価の推進、目標値の設定（続き）

No.	委員	意見概要	対応
6	鈴木委員	<p>PRTR 制度に関連して、排出量や移動量だけではなくて、例えば MSDS や毒性情報のハザード情報のような関連する施策を継続的に担保するなど、いろんなことを含めまして、この制度を引き続き、改善、運営していくべきである。見直しにおいても、単に移動量の把握・公表だけにとどまらず、PRTR 施策の全体の目的に照らして、自主点検というものを見ていただいたほうがよい。</p>	<p>報告書案(p.11,37)及び調査票 (No.02,31)に以下の事項を追記いたしました。</p> <p>報告書案 p.11 及び調査票 No.02: SDS 制度の概要及び取組状況について追記。また、リスクコミュニケーションに係る取組として、自治体職員向けの講義・演習、化学物質アドバイザー、化学物質ファクトシート等の取組について追記。</p> <p>報告書案 p.37 及び No.31: ・化学物質の安全性情報に関する情報発信の取組として、「化審法データベース(通称:J-CHECK)」及び「化学物質情報検索支援システム(ケミココ)」について追記。</p>
7	白石委員	<p>情報の伝達や共有に関する点検がなされていないように思う。化学物質の管理の中で情報を伝達していくというのは非常に重要な位置付けだと思われるため、何らかの項目を追加していただいたほうがいいのではないかと。SDS ばかりではなく、ケミココのように非常に使いやすいサイトがあるので、そういったものも含めて、実施状況を点検すべきではないかと。</p>	<p>また、「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。</p> <p>「○ 化学物質排出把握管理促進法については、化学物質の環境への排出量等の把握・公表(PRTR)とともに、ハザード情報や化学物質についての性状及び取扱いに係る情報提供制度(SDS)を適切に活用し、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境の保全上の支障の未然防止を確保することが重要である。」</p>

b) リスク評価の効率化等に向けた新たな手法の検討

No.	委員	意見概要	対応
8	小熊委員	<p>現在の予測精度については課題があると思うが、精度向上にも取り組みつつ、人と生態系の安全性の確保を図った上で、カテゴリーアプローチや QSAR を積極的に活用することが必要ではないか。</p> <p>これらの活用により、例えば毒性試験、変異原性試験などの廃止といったものも含めつつ、不必要な動物実験、それから、全体の評価コストの削減というものに努めていただきたい。</p> <p>こうした技術開発について、化学構造の類似性に限らず、物理化学特性、環境耐性、それから環境毒性など、幅広い活用についてもご検討いただきたい。</p>	<p>報告書案(p.22)及び調査票(No.08,19)に QSAR、カテゴリーアプローチの活用や有害性予測手法の開発について追記するとともに、「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。</p> <p>「○ 化学物質審査規制法に基づくリスク評価を効果的かつ効率的に進めるためには、想定されるリスクに応じた評価作業を推進するとともに、定量的構造活性相関(QSAR)、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発を一層促し、適用可能な具体的場面を想定して活用方法を柔軟に検討し、その結果を踏まえ活用を図っていくことが重要である。」</p>

c) 予防的取組方法を踏まえた未説明の問題への対応

No.	委員	意見概要	対応
9	大塚委員	<p>内分泌かく乱物質に関して、生態系の影響に結構重点が行っていて、人間の健康に対する影響については少し重点が少ないのではないかと。また、98年からずっとリスク評価がなされているが、国民から見ると、評価の結果や、何をしなければいけないかということが、必ずしもはっきりしていないように思う。</p>	<p>全体像がより把握しやすいよう報告書案を取りまとめるとともに、「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。</p> <p>「○ ナノ材料については、ナノ材料の環境における測定手法に関する知見の集積を進めてきたところ、国際的な動向も念頭に、労働環境における取組等との連携も図りつつ、ライフサイクル全体における人健康及び生態系への影響を踏まえた取扱いのあり方について引き続き検討を行う必要がある。</p>
10	崎田委員	<p>3省が内分泌かく乱の化学物質とナノ材料に関して、いろいろと検討なり実験なり進めておられるという状況がわかったが、政府全体としての現状をどういうふうに評価しているのかという点を国民が知りたいと思ったときに、どのように捉えたらいいのかお示しいただきたい。</p>	<p>○ 化学物質の内分泌かく乱作用については、人の健康及び生態系分野を中心にリスク評価を推進するための試験法の開発が進められた。今後、人の健康及び生態系への影響の評価手法の確立と評価の実施を加速化し、国際的な動向を念頭に置きつつ、今後のリスク管理についても検討を進めていくことが重要である。」</p>

c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応（続き）

No.	委員	意見概要	対応
11	小熊委員	<p>化学物質の複合影響に関する評価事業について、職業性の複合ばく露の影響が解明をされると、現業労働者における予防の対策だけではなく、離職や退職後も含めた長期的な健康管理対策、こういったことも可能になってくると思う。そういった観点から、現状、検討中というところを積極的に進めていただいて、加速をしていただきたい。</p>	<p>環境基本計画上は化学物質の労働面の安全性は対象外の整理となります。 労働環境も取り扱う SAICM 国内計画の検討にあたって参考にさせていただきます。</p>
12	崎田委員	<p>エコチル調査の成果について、どういう内容を、どういうタイミングで公表することを今お考えなのか、ぜひお聞かせいただければありがたい。</p>	<p>報告書案(p.25)及び調査票(No.25)に「調査のまとまった成果を可能な範囲で随時公表し、また、シンポジウム等の場を活用して、公表結果の周知に努める」旨追記するとともに、「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。 「○ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)については、子どもを対象とした世界にも数少ない大規模な疫学調査として国際的にも注目されているところ、国内外の知見を活かしつつ調査を着実に実施するとともに、その進捗状況や成果を国内外に向けて発信し、科学的知見の共有を促進していくことが重要である。」</p>
13	大塚委員	<p>水銀の条約自体が、化学物質のライフサイクルについて検討することになっていて、今回も PCB とか、埋設農薬とか、さらには POPs について、そういう検討がなされている。第3次環境基本計画以降、ライフサイクルについての検討がなされることになっているため、これを積極的に評価したいと思う。また、マイクロプラスチックの問題等については、もっといろんなものについて、ライフサイクル全体の検討が必要だと思うので、その点、申し上げておきたい。</p>	<p>報告書の冒頭部分に「ライフサイクル全体を通じた施策はまだ多くはないが、水銀に関する取り組み等新たな取り組みが実行段階に入っており、今後も状況に応じた措置を検討していく必要がある。」旨記載しました。</p>

d) 事故等への対応

No.	委員	意見概要	対応
14	白石委員	ライフサイクル全体ということで、POPs の関係では、入り口のほうでも、例えば、残留中の PCB に関する BAT の基準の作成といった取組があるので、そういったものもお示しいただきたい。	報告書案(p.38)及び調査票(No.31)に「平成24年7月から有機顔料中で非意図的に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルについて関係省とともに検討し、平成28年1月に報告書がとりまとめた」旨追記しました。
15	崎田委員	災害対応の視点は大変重要だと思うが、例えば、大量の化学物質を扱う事業所等について、災害対応計画の作成・公表の徹底等、ライフサイクル全体の中での緊急時対応をしっかりと位置づけるというような方向性が必要なのではないか。	「今後の課題」として以下のとおり記述いたしました。
16	浅見委員	事業者等において貯蔵量が多い化学物質等の中には、モニタリングされていない化学物質というのがまだまだ非常に多いというふうに感じている。化学物質工場の爆発等も発生しており、上流での化学物質の流出等、事故がなかなか減らないという状況もあるため、特にその点のご注意をお願いしたい。	
17	鈴木委員	非常に多様な施策を、このライフサイクル全体のリスクの削減という項目でまとめていただいていることに意義があると思うが、それぞれの施策が、ライフサイクル全体のリスクの削減にどのように関連するか、必ずしも明確でないように思う。そういう視点で少し整理をしていただきたい。特にその中で、あえて特出しをすると、事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置というところで整理されたことも新しいと思うが、これについても、同様に、それぞれの措置が全体のリスクの削減にどのように今後関与する、貢献できるのかということ、今後の課題、あるいは方向性等を抽出していただきたい。	

d) 事故等への対応（続き）

No.	委員	意見概要	対応
18	小山委員	<p>油流出の事故のときの対応について、事故が起こってからの対応では十分な対応もできないため、事故が起こる前、平時のうちから十分な検討を行っていただきたい。特に油については、油処理剤の利用の可否というのはまだはっきり定まっていないことから、近い将来、検討していただきたい。</p>	<p>報告書案(p.54)及び調査票(No.44,51)に以下のとおり追記しました。 報告書案 p.54 及び調査票 No.44: 脆弱沿岸海域図の活用場面(平時及び油流出事故発生時)について追記。 報告書案 p.54 及び No.51: 「排出油等防除協議会等を通じた関係者への適切な指導、助言、国内外の関係機関との連携強化を通じて、平時より、事故時に迅速かつ的確な対応がなされるよう努めている」旨を追記。</p>